

⑥ 「書面掲示」規制の見直し（経過措置終了）

★ 対象サービス…全サービス

※令和7年度から義務化

（生活援助型訪問サービス、運動型通所サービス、サロン型通所サービスは努力義務）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項（※）について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、**原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上）に掲載することが義務付けられました。**

※（介護老人福祉施設の場合）事業所の運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）